

令和7年度第5回金沢市景観審議会

日時 令和8年3月26日(木) 午後2時00分～午後3時30分

会場 金沢市第一本庁舎7階 全員協議会室

出席委員：福光会長、馬場先副会長、新家委員、岡谷委員、川崎委員、中川委員、
中森委員、蜂谷委員、本康委員、柳井委員、山崎委員、越田委員、田中委員
欠席委員：麻生委員、能木場委員、森田委員、五十川委員

(13名/17名)

事務局：都市整備局	高木局長
景観政策課	山田課長、長池係長、岡西係長、山下主任、 谷保技師、堀田技師
都市計画課	大家課長
緑と花の課	桑原課長
建築指導課	石田課長補佐
文化財保護課	本光課長

1 開会

2 都市整備局長あいさつ

3 議事

報告事項

令和7年度 景観施策について . . . 資料 1

令和7年度 専門部会審議報告
1) 用水みちすじ部会 . . . 資料 2
2) 建物部会 . . . 資料 3

審議

金沢市景観計画変更案について . . . 資料 4

金沢市景観総合計画改定案について . . . 資料 5

4 閉会

[報告事項]

・令和7年度景観施策について

—————資料1 令和7年度景観施策について—————

(事務局)

令和7年度景観施策についてご報告させていただきます。

まず、景観関連各種届出等件数について説明させていただきます。お示しする表は、令和5年度から令和7年度までの各種届出の件数でありまして、令和7年度分につきましては、令和8年3月22日時点の件数としております。景観法の届出は534件、景観地区の認定は5件、斜面緑地の届出は9件、眺望景観の届出は15件、沿道景観の届出は12件、夜間景観の届出・協議は54件、風致地区の許可は62件となります。合計件数は691件であり、令和6年度の同時期における件数は合計718件ですので、昨年と比べますとやや少ない状況です。

続きまして、景観審議会及び専門部会の開催について説明させていただきます。令和7年度の開催回数及び審議案件は、お示しする表の右欄となりますが、合計20回開催しており、審議案件は31件となります。金沢市景観審議会は4回の開催で審議案件は4件です。各専門部会につきましては、建物部会は6回の開催で審議案件は15件、用水みちすじ部会は3回の開催で審議案件は4件、計画部会は6回の開催で審議案件は8件、斜面緑地保全部会は1回の開催で審議案件は0件です。説明は以上となります。

・令和7年度専門部会審議報告

—————資料2 用水みちすじ部会について—————

(事務局)

続きまして、用水みちすじ部会についてご報告させていただきます。

用水みちすじ部会については、令和7年度に3回開催しており、審議案件は4件となっております。本日は、継続中のものを除きました2件についてご報告させていただきます。

まず1件目は、「金沢版モビリティハブ整備事業 香林坊バス停（アトリオ前）デジタルサイネージの設置」です。事業箇所は、赤色でお示しします香林坊アトリオ前の香林坊バス停となります。指定区域は、近代的都市景観創出区域の「都心軸区域」に位置します。事業主体は金沢市都市政策局交通政策課及び北陸鉄道株式会社です。

参考として、本事業は令和5年3月に策定した「第3次金沢交通戦略」に基づくものであり、「歩行者・自転車・公共交通優先のまちづくり」や「交通から暮らしの質やまちの魅力を高めるまちづくり」を基本的な考えとし、その中でもモビリティハブは重要な施策として挙げられています。

金沢版モビリティハブ整備事業について説明させていただきます。鉄道・路線バス等と公共シェアサイクル「まちなり」など、様々な交通モードを組み合わせた移動の利便性向上のため、市内の交通結節点を機能強化し、「金沢版モビリティハブ」として整備するものです。モビリティハブは、周辺施設と連携した待合空間の整備なども視野に入れながら、地域の実情に応じ、今後、市内各エリアの公共交通重要路線沿線に合計 20 箇所程度整備することを目指しています。実施する取り組みとしては、情報提供強化や乗継円滑化、待合環境強化がありまして、その中の情報提供強化の 1 つとして、デジタルサイネージが挙げられております。

事業箇所及び周辺の写真となります。香林坊バス停は上屋やベンチなど待合空間が整っており、日常的に利用者も多く、現地に設置してあるバスの時刻表を確認される方も多く見受けられます。

デジタルサイネージの目的ですが、バス時刻表、路線図、まちなりポートやトイレ等の周辺案内など交通結節点として分かりやすい交通案内を行い、市民・観光客の利便性向上を図ることとしております。整備方針としては、今後、市内各地に展開することを目指しているため、汎用性、耐久性、メンテナンス性に優れた既製品とすること、だれもがモビリティハブと一目で認識できる色彩にすること、バスの乗降や歩行者に支障がないかつ圧迫感を与えない配置とすることなどが挙げられます。

設置イメージとなります。香林坊バス停では全部で 3 基配置する計画としています。

デジタルサイネージの仕様についてですが、寸法は幅が 965mm、高さが 2180mm、厚さが 160 mm です。色は標準色で黒とグレーの 2 色となります。表示内容ですが、右のイメージのとおり、接近表示、時刻表、路線図、乗換案内を想定しております。香林坊バス停は平日で約 700 便と路線数、便数が非常に多いことから、この場所については 3 基分必要と考えております。

色彩についてですが、製品の標準色は黒もしくはグレーの 2 色になります。事業主体としては、当初、市内各地に展開するモビリティハブの色彩としては、標準色を基本とする方向で背景とする香林坊アトリオの庇やサッシなどの外観と調和しやすい黒を提案されました。ただし、当部会において、それなりに大きい工作物を設置する中で、黒を使用することに対する懸念点が挙げられまして、結果として、周辺の街並みと調和した色彩を検討してくださいとのご意見がございました。再度、事業主体の方で検討した結果、都心軸としての通り景観に配慮するため、周辺の道路照明灯や地上機器などの道路附属物に併せて、「こげ茶」を採用することに変更しました。また、上部にサインを付けることでモビリティハブと認識できるようにしております。

配置の考えについてですが、1 点目は圧迫感を与えないという点で、大きな一体型のサイネージではなく、ある程度小さい独立型のものを採用し、150mm 程度間隔をあけて設置することで抜け感を出し、圧迫感を軽減する配置としております。2 点目はバスの乗降や歩行者の動線に支障がないという点で、バスの乗降口を避けた場所かつ歩道が狭まらない

ように植樹帯部分に配置する計画としました。なお、デジタルサイネージにつきましては、当部会です承された後に設置し、今年の2月27日から運用が開始されております。

続いて2件目は、「犀川大橋 まちなかのにぎわい創出に向けたライトアップの試行について」です。事業箇所ですが、赤色でお示しします「犀川大橋」となります。夜間景観条例上の指定区域ですが、照明環境形成地域の自然環境地域、夜間景観形成区域の自然景観保全区域に位置します。景観条例上は、伝統環境保存区域の「川筋景観区域」に位置しません。事業主体は国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所です。

これまでの犀川大橋のライトアップの経緯ですが、犀川大橋は架橋100年を迎えまして、照明の更新時期に合わせた令和6年7月に照明のリニューアルを実施しました。100周年を祝う百寿祭でお披露目となりまして、通常は電球色で運用しており、橋上の落ち着いた空間を演出しております。また百寿祭では、3時間で約15,000人が来場するなど犀川大橋を中心とした地域の魅力を再確認することとなりました。こうした状況の中、地元道路協力団体より「まちなかの賑わい創出」に繋がる犀川大橋のライトアップについて、要望がございまして、都心軸としての景観、川筋としての景観を保全しながら、地域の賑わい創出に繋がるライトアップの試行を実施していきたいという運びとなりました。

ライトアップのカラーについてですが、電球色のほか加賀五彩をベースに7色まで設定が可能となっております。色彩としては、電球色をはじめ、桜色、藍色、えんじ色、薄青色、古代紫色、草色、黄土色、最後にこれらの色が順番に点灯するデモモードというものがございます。これらのカラーについては、時季やイベントに応じて、また各関係者からの意見を踏まえ、運用していくこととしました。

当部会において、現地実査を行いまして、4箇所の各視点場から色の確認をしていただきました。視点場としては、犀川大橋の右岸側、左岸側、橋からやや離れた位置から都心軸を背景にしたり、最後は犀川の川筋まで降りまして、確認していただきました。

主な意見ですが、色彩につきまして、えんじ色が少し濃くて、赤信号になった時にうるさく感じたため、避けた方がよい。えんじ色の華やかさは、桜色でも十分に表現できているような気がした。白色がモダンな感じがしてよかった。橋が緑色であるため、草色が映える。藍色や薄青色など色の差が少ないものもあったが、基本的にはいい色であった。デモモードはやめたほうがいいと思う。毎晩見ると、少し気が散ると思うというご意見がございました。

これらの意見を踏まえ、色彩については、当部会の委員が懸念されておりました「えんじ色」は取りやめまして、デモモードにしかなかった「白色」を新たに追加することとしました。また、デモモードについては、1日中とかではなく、イベントの一時的なものなどもう少しスパンの短い時間においては使用する可能性も今後ありますので、残すこととしました。犀川大橋のライトアップにつきましては、お示しするこれらの色彩の中で運用していきたいと思っております。なお、運用スケジュールについては、お示しするものがベースとなりますが、やはり地域の賑わいと言う点でも、運用に関しては、ある程度地元

団体にお任せしたいと考えており、また今後年間スケジュールの変更がありましたら、道路管理者や当課に共有してもらいながら、進めていきたいと思っております。なお、本ライトアップにつきましては、当部会で了承された後、昨年のクリスマスから運用が開始されております。説明は以上となります。

—————資料3 建物部会について—————

(事務局)

続きまして、建物部会についてご報告させていただきます。

建物部会については、令和7年度に6回開催しており、審議案件は15件となっております。今年度、了承に至った案件名を画面にお示ししております。既に了承となっている案件もありますが、事業者側の情報公開のタイミング等の都合により次回以降改めてご報告させていただければと考えております。2件についてご報告させていただきます。

1件目は、「此花町地内のホテル新築計画」です。鉄筋コンクリート造10階建て、高さ約31mの計画となります。赤色で囲った範囲が今回の計画敷地です。景観条例の指定区域としては、伝統環境調和区域の「景観調和区域」に位置します。

周辺状況写真を載せております。右側写真の奥に金沢駅が位置しています。

配置図兼1階平面図です。敷地北に金沢駅につながる県道があり、ホテル入口も県道側に配置されます。敷地東西の両側には市道があり、南側後背地は「伝統的街並み区域」に位置しています。

モニタージュパースを載せております。意見として、屋上設備を出来る限り、後退させ修景すること、伝統的街並み側の外壁色は高層建物の圧迫感を与えない中高明度、低彩度を基調とすること、そして正面入り口部分を門型に囲む木調パネルについて、伝統環境との調和に木を使う場合は、木の文化都市創出の観点から本物の木材の良さを取り入れた計画とし、そうでない場合は、石材やタイルなど他の質感ある仕上の使用についても検討するよう意見がありました。門型フレームの木調パネルについては、建物部会意見を尊重したうえで検討を重ねていただきましたが、当初から木材の使用を想定していない雨がかりの激しい部位であり、メンテナンス及び施設運営上の課題があることや内装計画との連続性を考慮した結果、ホテルチェーンの一般的なデザインとして、木調パネルのままの計画となりました。屋上設備は外周に手摺を設置したうえで、外壁と同色に塗装を行うことで可能な範囲の配慮をおこなっていただき、外壁色も中高明度の色彩としていただき、3回の建物部会審議を経て了承に至っております。

2件目の「21世紀美術館 外壁面展示計画（広坂1丁目地内）」です。赤色で囲った範囲が今回の計画敷地です。景観条例の指定区域は、伝統環境保存区域の「伝統的街並み区域」に該当します。

本計画は、21世紀美術館の外壁を活用し、アーティストによる「壁面アート」を企画展

示するものです。当該壁面アートは、屋外広告物条例の規制の対象となる屋外広告物に該当し、当該地域の基準に適合しない部分があるものの、特にやむを得ないものとして許可することについて、諮問を行ったものであり、建物部会開催後に、屋外広告物審議会の場においても審議を行い、了承をいただいた案件となります。

周辺状況写真を載せております。ガラス部分から飛び出している白いキューブ状の外壁に壁面アートを掲出する内容になっています。

壁面アートの設置位置を示した航空写真及び立面図です。航空写真の赤線部分、立面図の赤色部分が今回設置を可能と判断した範囲で、この範囲の中でアルファベット文字シートをメッセージとして随時、組み替えながら貼り付けるという内容の計画です。眺望点である金沢城公園辰巳櫓からの見え方や前面道路からの通り景観も考慮し、航空写真上の黄色線の部分や立面図上の白色のままの部分は設置しない位置として設定しています。

実際に設置した状況の写真です。壁面アートが屋外広告物に該当するという解釈は、屋外広告物法によるものであり、各所に確認を行った結果として、この法律をもって、規制の対象になるという扱いは変わらないということで判断を行っています。

許可する上での判断についてです。21世紀美術館が有する固有の景観資源としての価値があること、企画展示として限定的な設置であること、文化振興やにぎわい創出に資する高い公共性があること、周辺景観との調和に向けた適切な配慮が図られていること、設置者等の責任が明確化されていることの5点をもって、本展示計画は基準を超過する特にやむを得ないものとして認め、許可することが妥当と判断しています。なお、本件の判断は今後の類似事例の対応や基準運用の参考とするため、景観行政における判断の蓄積として整理、活用するものになります。

部会の意見として、否定的な意見はなく、今回設置しないという判断に至った部分も許容してよいのではといった方向性もあった中で、良好な景観の形成を目指す立場として、美術館と景観政策課で判断していくということで了承に至っています。

展示期間は既に終了しており、現在は元の状況になっています。実際に掲出したのは年明け雪がおさまってから2週間程度の期間でした。説明は以上となります。

——部会長から補足説明——

(会長)

ありがとうございました。各部会長から補足をいただきます。用水みちすじ部会長、お願いします。

(B 委員)

概ね説明があったとおりです。モビリティハブですが、当初は既製品であるグレーまたは黒というものでしたが、やはり部会の方から再考をお願いして、こげ茶に変更していた

だいたというのは、今後のこうした賑わい空間における設置物の色彩の決定に大きく影響を及ぼすものと思ひまして、非常に感謝しております。

ライトアップの件ですけど、これも現地に皆で行って、いろいろと見て検討できました。当初案として出されたものについても、「やはり、これはやめたほうがいい。いや、こっちの方がいいんじゃないか」というのを的確に皆とお話して決めていただいて、それについて提案者も了承していただきました。また色の設置時期についても、いくつか提案があり、それを考慮したもので決められており、非常に賑わいの拠点となるんじゃないかと期待しております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。では、建物部会長、お願いします。

(C委員)

まず2つ目の 21 世紀美術館については、しばらくアート作品を貼り付けた状態だったんですが、ほとんど気にもならなかったような気がしますし、全員賛成で通りました。

1 つ目のホテル新築計画について、スライドの 6 枚目のパース、左側の写真の角のところに、門型の木の色をしたところがございます。これは金属に木のようなものをプリントしたものなんですね。塗装ではないみたいです。木の文化都市金沢ということでなるべく建築物においても、擬似的な素材ではなく本物の木の使い方をしましょうということをお伝えしました。都心軸の南町あたりを歩くと大きなホテルの 1 階足元にザッと 1 階が縦リブになっているものがありますね。あれも離れて見ると木の棒かなど。あの手のものは耐候性からすると、金属に何かをしてあるものということ、本物の木は使えない訳ですね。耐候性を考えた時には、まず天井は、南向きの軒天だと雨が当たらないので木材でも大丈夫です。もう 1 つ、ガラスの内側にふんだんに木を見せる方法があり、都市美文化賞で一昨年、連続でそういう作品が選ばれました。あれがある意味、ガラスの中にふんだんに使用するという木の見せ方なんですが、こういう高層ビルの足元は危なかったりするので、なかなか木を使うのは難しいということでした。事業主としてどうしても木に見せたいですかという議論を重ねたんですが、インテリアも木調で、その連続だから入口もこうしたいということで、このあたりが大きなテーマで 3 回ほど議論し、最後はやむを得ないということでありました。まず、雨がかりのところに木の何かをやるっていうのは今後の課題ではあります。ただですね、私の方でいろいろ調べてみると、皆さんよくご存じの鼠多門橋、あれは木そのものですよ。表面にガラスのものを入れた塗装をされているようなんです。だから、ずっと耐候性が保てているということを聞いて、塗料でもそういうものが出てきているようです。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。それではただいまの報告につきまして、ご質問やご意見はございませんでしょうか。ないようですので、ただいまの案件につきまして、了承することによってよろしいでしょうか。

<異議なし>

[審議]

————資料4 金沢市景観計画変更案について————

(事務局)

景観計画の変更についてご説明させていただきます。

最初に、景観計画変更の概要についてお知らせいたします。これまで審議を重ねてきたもののおさらいでございます。今回の変更の趣旨は、近年、クルーズターミナルや大水深岸壁などの整備による港湾機能の強化や、大型クルーズ船の寄港増加による新たな賑わい空間の創出などの社会情勢の変化とともに、金沢港周辺における土地利用等について、石川県の金沢港将来ビジョンの策定や金沢港港湾計画の改定によって将来的な方向性が示されたということから、金沢港周辺における新たな景観誘導と、いしかわ景観総合計画との整合性を図るため、隣接する市町との連続した日本海沿岸における景観誘導を図るためのものとなります。

景観計画の変更の内容としましては、左下の図にありますとおり、景観形成区域に港湾景観創出区域を追加することと、隣接する市町とつながる広域景観として重要広域海岸景観形成区域を追加することです。右の図は区域について記載したものです。

次のページです。左は、港湾景観創出区域の詳細な区域です。港湾景観創出区域では、臨港地区の分区指定を基本としたエリアごとの土地利用に合わせて、交流拠点区域と企業立地区域、物流区域に細分化します。右の図は、重要広域海岸景観形成区域の詳細な区域です。海岸線から海側1キロ、陸側500m+海岸林を範囲としております。それぞれの区域ごとに景観形成方針や景観形成基準を定めることが、今回の変更の内容となります。その変更の内容についての新旧対照表が次のページからとなります。

こちらは、令和7年8月29日と12月15日の景観審議会でご審議いただいたものとなります。右下のページ番号で説明させていただきます。1ページの目次で、赤字の部分が変更箇所となります。以降、変更が生じるページについて新旧を並べて掲載しています。左側が変更前、右側が変更後となります。前回、資料についてはご説明させていただき、ご了承いただきましたが、1点、凡例の記載が混在しているところのご指摘を受けましたので、その点について修正したところを説明させていただきます。

4ページをご覧ください。新たな区域として、港湾景観創出区域、重要広域海岸景観形

成区域を位置付けるものですが、景観形成区域や重要広域幹線景観形成区域の頭に振った番号について、変更前は白丸の数字でしたが、今回、黒丸の数字とさせていただきます。8ページをご覧ください。区域図に白丸の数字を用いておりましたので、先ほどの4ページと凡例が混在していることから、その点について、差別化を図るために整理させていただきました。このページ以降につきましては、前回ご審議いただきました内容から変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。

—————部会長から補足説明—————

(会長)

ありがとうございました。部会長から補足をお願いします。計画部会長、お願いします。

(A 委員)

この件に関しては何度かお諮りさせていただいていまして、クルーズターミナルができて、海外からの玄関口、市民の方々、観光客の方々の賑わいの地域となってきましたので、景観計画の中で区域区分をして、適正な景観コントロールができるように付け加えられた計画かと思えます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご質問やご意見はございませんでしょうか。ないようですので、金沢市景観計画変更案につきまして、了承するということによろしいでしょうか。

<異議なし>

[審議]

—————資料5 金沢市景観総合計画改定案について—————

(事務局)

景観総合計画の概要についてご説明させていただきます。お手元には、景観総合計画の本文と、前回ご審議いただいたご意見をまとめたものを A4 の3枚のもので置かせていただいておりますので、参考にご覧いただければと思います。

それでは改定版の本文についてご説明いたします。本日は最終案を提示させていただきます。これまで、令和6年度から意見聴取を含めた審議を計4回行っていただいております。3月24日には計画部会にて最終案をご提示し、ご了承いただいております。計画の公表は5月を予定しております。参考資料の3ページ目で、副題についてご意見を頂いてお

りました。この点につきましては、前回もご提示させていただきましたが、計画部会でのご意見も頂きながら、副題は「金沢の都市景観を未来へ継承するための枠組みを示す計画」とさせていただきます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。目次となります。前回ご提示した際は、景観まちづくりと景観形成が混在しており、計画全体の軸がはっきりしない形でした。最終案では、その点をすっきりさせた形といたしました。参考資料のこれまでの景観審議会でのご意見におきまして、歴史や景観の担い手、景観のリスペクト、成り立ち、構造、これから継承していくものをイントロダクションとして、序章で語るべきというご意見がありました。組み立てていく過程の中で、あまりにも序章が膨らみすぎたこともございました。最終案では、巻頭にそれらを網羅し、かつ読み手が入りやすい形になるように、金沢の景観の写真や大切にしてきた言葉を巻頭に持ってくることにしました。

序章については、計画の改定の趣旨と社会的課題の認識について述べまして、計画の位置付けや目的、期間や対象範囲など、計画として定型となる部分を記載しております。第1章から第3章については景観形成について記載し、第4章から6章において景観まちづくりについて述べさせていただきます。

第1章では、金沢の景観の特性として、地形、土地利用、建築などを市全域における分布図と写真で表現しております。また、景観文脈について、5節で再定義させていただきました。これまでのご意見として、参考資料の3ページの最初に記載がありますように、景観文脈をいかに充実させるかという点において、まず定義付けし、第4章の景観文脈の創造的継承につなげる形としました。

第2章では、良好な景観形成の基本理念と景観目標像をうたいます。基本理念の継承は、平成4年に策定された都市景観形成基本計画から変わらないものとして、今回も提示させていただきます。

第3章では、景観形成の基本方針として、良好な景観形成を実現する上で共有すべき景観形成の基本方針について記載しております。こちらは、平成21年策定のを基本的に踏襲し、更新した内容となります。5節では、それぞれの景観構成要素について景観形成方針を掲げており、この部分が景観計画で定める景観形成方針や景観形成基準に反映されていくものとなります。

第4章からは景観まちづくりについてです。第4章は景観まちづくりの行動指針として、景観まちづくりの必要性、これまでの景観まちづくりについて、その次に景観まちづくりの行動指針について記載しております。

第5章では、行動指針の中でも述べておりますが、協働の深化について特出しして記載しております。

第6章については、実現化方策ということで、これからの景観まちづくりの実現化に向けた方策を掲載しております。巻末では、本文の補足説明、関連法令を掲載しております。

それでは、本文についてかいつまんで説明させていただきます。次のページをご覧ください

さい。巻頭の写真となります。写真に込められた金沢の景観について、記載しております。次のページは上空からの景観を写し出しております。

9 ページでは、これらの写真と対応するように、金沢の景観を形づくる都市構造として、旧城下町区域、斜面緑地、街道、河川、用水などをプロットしております。

11 ページから 16 ページでは、金沢の景観を読み解く 6 つの視点から、写真と写真に込められた金沢の景観の捉え方を記載しております。

続きまして、17 ページです。これまでの景観まちづくりにおいて大切な言葉を記載しました。最初に、昭和 42 年の金沢診断から始まった「保全と開発の調和」という金沢のまちづくりの規範、本市固有の景観まちづくりのよりどころである景観文脈という考え方について、3 つ目に市制 100 周年を迎えた 1989 年（平成元年）を「都市景観元年」と位置付け、その後、1992 年（平成 4 年）に議決した「景観都市宣言」を掲載しました。

次のページでは、これまでの景観まちづくりの主な節目を載せています。その次のページに景観まちづくり年表を掲載し、前ページで述べた主な節目につきまして、赤字で表現しています。ここまでが巻頭となります。

20 ページからは序章となります。本計画の位置付けと目的です。

0.1 は本計画の構成と読み方について整理しています。先ほど目次構成で説明させていただいたとおりとなりますので、割愛させていただきます。0.2 本計画の位置付けです。条例による位置付け、関連法制度と関連計画との関係からまとめております。0.3 今回の改定の趣旨です。基本理念の堅持、景観まちづくりの創造的継承、市民等との協働の深化となります。0.4 は景観まちづくりに関わる社会的課題を整理しております。こちらの課題は、第 4 章での景観まちづくりの行動方針の中で課題に対する考え方を述べさせていただくものの、前段となります。

次に本計画の目的です。こちらは当初の計画を更新し、踏襲するものといいたします。景観形成の基本理念の継承、景観まちづくりの創造的継承の実現、景観法等各種法制度の活用、市全域を捉えた景観誘導、共感と共有による景観まちづくり体制の充実と強化、多様な価値観による新たな価値の創出を挙げています。0.6 は対象区域で金沢市全域、0.7 は計画期間でおおむね 10 年間としています。ここまでが序章となります。

25 ページになりまして、第 1 章で金沢の景観の特性です。本章は、金沢の景観を特徴付ける要素を整理し、その形成過程と現状を明らかにするものです。1.1 景観の成り立ちと基盤についてです。金沢の景観は、地形・歴史・土地利用、文化・生活の積層が織りなす独自の文脈によって形成されてきました。この基層を保ちながらも、時代ごとの変化を積み重ね、「変わらぬもの」と「変えてきたもの」との重なりが景観の連続性と厚みを形づけています。1.2 では歴史的連続性と文化的重層性について述べております。本市の景観は、歴史的連続性と文化的重層性からなります。文化的景観や歴史的風致維持向上計画などの制度的枠組みを活用し、「歴史資産の保全」と「都市生活の営み」の両面から景観を位置付けてきました。1.3 は景観の構造と類型です。景域や拠点・軸、地域的単位について

記載しています。景域や拠点・軸は、第3章で詳しく位置付けます。

26 ページは、1.4 として景観を構成する基盤となる要素について、地形、土地利用、建築、道、緑、活動の5つの項目で、図版と写真等によって述べております。こちらは地形です。次のページは土地利用です。28 ページは建築です。右の図版は金澤町家の分布図です。29 ページは道です。右は市全域での表現とし、左はまちなか区域をピックアップし、藩政期からの変化について表現した図版となります。30 ページは緑となります。右の図は、森林区域や斜面緑地保全区域、街路樹、公園緑地の分布を落とし込んだものです。31 ページは活動について載せております。網羅的に掲載できるものではありませんが、右の図版は、エリアごとの祭礼や伝統行事、伝統文化等を落とし込んだものとなります。

32 ページです。1.5 では、景観文脈について再定義させていただきました。金沢市都市景観形成基本計画（平成4年）では、金沢の景観を、7つの属性（定位、連続、中心と周縁、集積、対比、眺望、縁）を用いて把握・認識し、個別の景観形成に生かしていくことを目指しています。現在では、景観は市民や関係者らによる一つ一つの営みの積み重ねによって生まれるものとの認識が深まっていることから、歴史的な時間軸上での連続性をも読み解き、次代につなげていくことが大切となります。そのため、本計画では「7つの属性」による景観資源相互の空間的な関係性等とそれらの歴史的な時間軸上での連続性をもって、新たに「景観文脈」と定義いたします。これまでの景観審議会でも、景観文脈の部分はどこでうたうのかという点についてご意見いただいております。まず、景観形成を述べる第1章で定義付けをさせていただき、第4章の景観文脈の創造的継承につなげたいと考えております。また、巻末資料の96 ページに平成21年策定の現計画に掲載している図を載せておりますが、計画部会において、本文中で図版を載せた方が伝わりやすいのではないかというご意見を頂きました。事務局の方で整理させていただきたいと思っております。ここまでが「第1章 金沢の景観の特性」についてです。

続きまして33 ページで、「第2章 良好な景観形成の基本理念と景観目標像」です。2.1 では基本理念を掲げます。平成4年以来掲げてきた景観形成の基本理念と同じものとなります。最初に、特色ある自然風土を保全・活用した景観形成です。2番目に、歴史的資産を継承した景観形成です。3番目に、地域の時間と暮らしに根差した景観形成です。市民の共感と共有を基盤とし、地域の生活・なりわいや文化的な価値観に根差した「生きた景観」を共に育むことを述べております。

次に、2.2 景観目標像で36 ページになります。前回ご提示させていただいております。変更前は、風格と魅力を兼ね備えた、美しい世界都市・金沢でございました。これまでの景観目標像を踏襲しつつ、本市の最上位計画である未来共創計画との整合を図り、「品格と風格を兼ね備えた、世界に誇る共創文化都市・金沢」といたしました。ここまでが「第2章 良好な景観形成の基本理念と景観目標像」になります。

続いて37 ページ、「第3章 景観形成の基本方針」について述べます。3章は、現計画を踏襲しております。第1章の3節で挙げた景観の構造と類型につながる、景域、拠点・

軸という景観の種類とその景観形成方針を記載しております。また、第1章の景観を構成する基盤から、代表的な景観構成要素を挙げ、それぞれに景観形成方針を述べております。第3章の最後で景観形成方針の実現に向けた取り組み等について述べ、その部分を第4章から伝えたい景観まちづくりの足掛かりとして位置付けます。

38 ページで、3.2 金沢の景域についての説明です。こちらにも現計画を踏襲したものでございますが、「景域」は、「まちなか景域」「市街景域」「臨海景域」「田園景域」「山裾景域」「中山間景域」「山間景域」7つの景域に分類し、それぞれに景観形成方針を述べております。こちらの景域に係る写真を幾つか掲載しております。

40 ページです。3.3 金沢の拠点・軸についての景観形成方針の整理となります。現行計画を踏襲したものととなります。景観拠点・軸については、保全・継承系と創出・育成系で分類し、それぞれ景観形成方針を述べております。こちらは保全・継承系の景観拠点・軸となります。41、42 ページにはその写真を並べています。

43 ページからは、創出・育成系の景観拠点・軸でございます。44、45 ページにはそれらの写真を掲載しています。

46 ページで、3.4 地域における時間や暮らしが生み出す景観です。ここでは時間と景観との関わりを載せて、47 ページで暮らしと景観の関わりを載せておまして、それぞれの写真を添えております。

48 ページです。3.5 景観構成要素を踏まえた景観形成方針について記載しています。大きく、都市景観の保全に関わるもの、都市景観の創出に係るもので分けて、右の表でそれぞれの景観構成要素を挙げております。最初に都市景観の保全については、歴史的建造物として、金澤町家や寺社建築等、土塀・板塀・生垣、石垣、みち、水辺景観として、用水、川筋景観、緑として、斜面緑地とまちの緑、あとは農業景観、眺望景観、地域の象徴について挙げています。創出では、伝統環境との調和として、建築物等の配置や高さ、形態意匠、建築物等の色彩を挙げております。続いて、都心軸や公共施設、広場や歩行者空間・半公共等、夜間景観や屋外広告物、広域景観・沿道景観について挙げています。

49 ページではそれぞれの要素に景観形成方針を掲げ、その考え方が、景観計画に記載されている区域ごとの景観形成方針や景観形成基準等に展開される位置付けとなります。最初に、歴史的建造物の保全として、金澤町家、寺社建築等の保全について述べています。以下、それぞれの景観構成要素において、景観形成方針を掲げ、関連する写真を掲載しています。同じく歴史的建造物の保全で、土塀・板塀・生垣について記載しています。同じく歴史的建造物の保全として、石垣の保全です。

52 ページは同じく歴史的建造物の保全として、みちの保全です。無電柱化事業の推進や、用水みちすじ部会で審議いただいた、「金沢らしいみちすじ修景指針」の活用を挙げております。

次に、水辺景観の保全として、最初に用水の保全についてです。保全の取り組みは平成9年用水保全条例の制定から始まり、そこでうたわれている基本方針を記載しております。

54 ページです。同じく水辺景観として、川筋景観の保全です。黒瓦の家並みの継承、並木景観の保全などを掲げています。

55 ページで、緑の保全です。斜面緑地の保全について述べています。令和4年度に、斜面緑地保全部会で斜面緑地保全等の在り方を検討していただきました。その際に提示した保全の在り方を方針とさせていただいております。

56 ページは、緑の保全の中の、まちの緑の保全について記載しております。金沢の暮らしと営みが育んできた貴重な緑を位置付けています。

57 ページで、農業景観の保全についてです。担い手不足などの社会的な課題に対し、景観が根本的な解決策にはなりえないものの、さまざまな取り組みの中に景観的な視点を加えることで相乗効果を図ることを記載しております。

58 ページは、眺望景観の保全についてです。

59 ページは、地域の象徴の保全です。文化財保護の取り組みや、景観学習について記載しております。ここまでが都市景観の保全についての景観構成要素の景観形成方針です。

次に、都市景観の創出についての景観構成要素を踏まえた景観形成方針について、ご説明します。最初に、伝統環境との調和の視点から、建物の配置や高さ、形態意匠、色彩について述べております。

61 ページは高さについて、62 ページが形態意匠について、63 ページは色彩について述べております。

64 ページでは、金沢らしい新たな景観の創出について、都心軸について述べております。都心軸の再興において、エリアごとの景観エリアマネジメントが求められており、その推進を記載しております。

次に、65 ページで魅力ある公共空間の創出です。

66 ページは、魅力ある公共空間の創出として、歩行者空間や広場、公開空地などの整備について述べています。公共空間の活用の促進や、半公共空間における民間の緑の創出について記載しております。

67 ページは夜間景観の創出、68 ページは魅力ある広告景観の創出についてです。

69 ページは、良好な広域景観・沿道景観の形成です。沿道景観形成協議会をはじめとした、地域住民が描く沿道景観の将来像を企業と共有し、企業も含めた活動の拡大の推進について記載しております。ここまでが、景観構成要素を踏まえた景観形成方針となります。

70 ページです。これまで述べた景観形成方針の実現に向けてという節となります。①として、景観形成方針の具現化において重要な視点を記載しております。総合計画の景観形成方針は、金沢市景観計画の景観形成基準にて具現化されています。その際には、6つの視点を重視しています。景観特性や「地」となる景観の重視、街並みとしての調和、敷地利用の調和、次のページとなりますが半公的空間における景観配慮、家並み景観・屋上景観の整え、眺望景観や景観の連続性への配慮について記載しております。こちらは景観計画にも記載しているものです。

次に 72 ページからは、景観審議会での丁寧な審議について記載させていただいています。景観審議会、専門部会、屋外広告物審議会の位置付けと、近年の各部会でのご意見等と部会の役割をまとめさせていただきました。

75 ページで歴史的風致維持向上計画・文化的景観制度との連携についてです。景観法に基づく、景観形成の土台となる景観条例等、歴史まちづくり法に基づく、本市の歴史まちづくりの体系的にまとめた歴史的風致維持向上計画、文化財保護法に基づく文化的景観の3つの連携が、本市の強みとなっております。景観形成方針の実現に向けた体制として、まとめさせていただきました。計画部会においては、掲載する場所が第3章のこちらで適切かどうかという点と、図化するのであれば、もう少し文章を簡略化したり小見出しを適切な表現にした方が良いのではということ、事務局で検討してほしいというご意見を頂きました。

次に、みんなで守り育む金沢の景観です。この部分が、第4章や第5章につながる部分と考えております。現在も、金沢の景観を後世につなぐために、さまざまな課題に対し、さまざまな団体と連携しながら進めています。そして、それらの活動を後押しするのは市民の景観に対する意識の高さであり、経済同友会や市民、学識経験者との協働の取り組みの蓄積によるものです。多様な主体との協働を深化させ、「景観」を「共有と共感が育む都市文化」へと昇華させるべく、景観まちづくりを推進させなければならないという点を記載しております。ここまでが「第3章 景観形成の基本方針」です。

77 ページからは、「第4章 景観まちづくりの行動指針」です。最初に、景観まちづくりの必要性についてです。景観まちづくりは、これまで受け継がれてきた個性と魅力ある景観を共感と共有によって継承し、「金沢らしい」創造を加えて景観を紡ぎ、後世に継承していくことであり、そのバトンをつなぐのは現代に生きる私たちの責任といえるということを記載しております。

78 ページは、4.2 これまでの景観まちづくりです。まず、景観の価値付けを行ってきたという点を記載しております。

それに伴い、新たなルールづくりを行ったことを述べています。

3つ目に、協働による景観まちづくりです。市民会議や景観サポーター、かなざわ景観協力賞、地域住民から組織するまちづくり協議会等の設立、各条例における協定制度の活用、都市美文化賞など、着実に継続した取り組みを行ってきたことを記載しております。

4つ目に、景観の魅力発信の取り組みですが、近年では、共感や共有を生み出すために眺望点の整備や夜間景観の整備など、さまざまな取り組みを行っております。これらの景観まちづくりを今後も継続していくことが重要であり、それらを踏まえて、次に景観まちづくりの行動指針につなげていきたいというものでございます。

82 ページで、4.3 景観まちづくりの行動方針です。本計画の改定の趣旨として、基本理念の堅持、景観まちづくりの創造的継承、市民等との協働の深化、景観まちづくりに関わる社会的課題認識を挙げ、それらに対応するべく、行動指針を3つ掲げております。1つ

目に持続可能な景観形成、2つ目に景観文脈の創造的継承、3つ目に協働の深化による景観向上についてです。

83 ページから3 ページにわたって、持続可能な景観形成について記載しております。ヒトと手仕事の継承では、社会的課題における人口減少の影響もあり、景観まちづくりの担い手も、あらゆる分野で不足している中で、これまで進めている取り組みを継続強化することで次世代への継承の環境を整え、担い手の確保や技術の継承の取り組みと仕組みの構築の推進を記載しております。下の方では、豊かな自然環境の後世への継承については、持続可能な脱炭素の推進と景観形成の両立を図ることを記載しております。

続いて、景観特性の理解による防災意識の向上では、既に行われている、地域の防災活動や伝建地区における防火水槽の設置などの具体的な整備、金澤町家の耐震化の取り組みを挙げるとともに、金沢の広見のような歴史的な防災機能を理解しながら、防災を文化として定着していくという視点の重要性について述べています。

85 ページです。検証を重ねたまちづくりにおいて、新技術における景観的な検証を行うとともに、その効果の検証を繰り返し、景観まちづくりにつなげることについて記載しております。

86 ページです。2つ目として挙げられている景観文脈の創造的継承です。これまで積み重ねてきた景観文脈を丁寧に読み解き、それを基盤として新たな価値を創造することで、金沢の景観文脈を紡ぎ後代につなげるためにも、金沢らしさの更新をうたいます。その中で、戦後建築の位置付けや評価、既存調査の更新や新たな景観エリアマネジメントのための調査の必要性について記載しております。右の方では、都市空間の質の向上で、質の高い公共空間の整備等によって新たな都市空間の創出を図ることや、既存の広場の公共空間の利活用などによる新たな価値、既存の空きビルや空き店舗等の適切な再生などについて、景観文脈を読み解き、地域との共感と共有の中で再生や更新を促進することを記載しております。

87 ページは地域文脈の読み解きについてですが、商店街や集落などにおいては、立地や境界性、土地の記憶が、その土地らしさを形づくるものであり、それらの特性や景観文脈を読み解き、景観エリアマネジメントの観点を取り入れながら、地区のルールづくりの推進を図ることを記載しております。

次に、3つ目の協働の深化による景観向上についてです。まず、市民体験の豊かさを向上させるという視点です。そのための景観体験を深め、市民同士が「共感」と「共有」を重ねることで、潜在的な景観意識を確固たる誇りへと顕在化させていく必要があります。また、前回の審議会でもご意見がございました国内外からの来訪者についても、来訪者を多様な主体の一員と捉え、共生することの必要性を記載しております。写真は、現在の観光の方での取り組みを掲載しております。

次に、市民参加と協働の深化についてです。89 ページです。SNS 等を活用し、景観まちづくりの参加者の裾野を広げること、世代を超えた担い手をつなぐ取り組みを挙げており

ます。また、協働の深化として、金沢の景観の価値の共感と共有を深め、市民をはじめとした多様な主体が自らの活動の中で「景観を活用する」ことによって景観向上を実現することを記載しております。

次に、多様性と共生についてです。こちらでも前回の審議会でもご意見を頂きました。多様な主体がそれぞれの立場から景観に関わり、対話を重ねるプロセスそのものが、都市の厚みを増し、新たな景観価値を創造するサイクルを生み出すものであり、そのことが現在の課題解決の原動力であることを記載しております。ここまでの、景観まちづくりの行動指針となります。さらに第5章で、景観まちづくりにおける協働の深化を特出ししています。

第5章です。91 ページで、1 節は未来の景観像として、共有と共感が育む都市文化を掲げています。景観を「見るもの」から「共に体験するもの」へと捉え直すことで、世代を超えた継承が可能となります。まち歩きや歴史的空間での活動、デジタル技術を活用した景観アーカイブや体験共有を通じ、市民と来訪者が共に「感じ・考え・行動する」場を重ねていく。これにより、都市景観は単なる背景ではなく、人々を結び付ける媒介となり、金沢の都市文化を未来へ拓く力とする、そのような未来像を記載しております。

92 ページです。協働の深化の実践方法として、こちらは現計画にも掲載しておりますが、市民、事業者、設計・施工者、学識経験者・審議会等、行政の役割を挙げています。

次のページで、推進体制と進行管理について記載しております。1 つ目として、協働の深化を支える制度的枠組みです。協定制度を強化し、住民参加を支援する枠組みを整えることなどを記載しております。2 つ目としては、多様な主体による進行管理と役割分担です。3 つ目として、成果共有と改善の仕組みについて述べています。成果は数値や報告にとどまらず、まち歩きや現場見学、デジタルアーカイブ等を通じて、市民と共に実感できる「体験」として共有することが重要であることを記載しております。ここまでの、「第5章 景観まちづくりにおける協働の深化」についてです。

94 ページからは「第6章 景観まちづくりの実現化方策」です。最初に計画の位置付けとして、既に本市のまちづくり規範である「保全と開発の調和」にあるように、景観を総合的な都市政策の基盤として位置付け、まちづくりの「質」の向上を図るための指針とすることを書いております。部局横断的な活用が図られるよう、庁内横断的に共有するという点も記載しています。また、市民参加のツールとして、景観まちづくりの「共通言語」となるよう活用を推進します。また、次に掲げる、実現化方策を中心に定期的な評価を景観審議会によって実施し、見直しや改定を行う仕組みを構築することを記載しております。

95 ページが実現化方策です。良好な景観形成を図るための景観エリアマネジメント、魅力的な公共空間を創出するための公共事業展開、関連施策との連携と効果の検証を重ねた景観まちづくり、多様な主体が活躍できる景観まちづくり、景観にまつわる人づくりを掲げ、それぞれ実現化方策を記載しております。ここまでの、本文でございます。

次に 96 ページからは、巻末資料として金沢の景観文脈について現計画に掲載している

図版を載せております。先ほど計画部会でのご意見を説明させていただいたとおり、第1章でまとめて記載するかどうかについては、編集の中で検討させていただきたいと思いません。

97 ページは、補足説明として高さ規制の変遷についてです。また、現在の高さ規制の考え方についても載せております。関連法令・関連計画の一覧表を載せております。

101 ページには上位・関連計画として、未来共創計画、関連計画一覧を載せております。次のページではその2として、いしかわ景観総合計画、金沢市都市計画マスタープラン2019について記載しています。以上が景観総合計画の本文の説明になります。

続いて、パブリックコメントでの市民からのご意見についてご説明します。

104 ページからは、2月26日から市役所HP等に載せた景観総合計画の骨子案です。

107 ページはパブリックコメントでのご意見等でございます。パブリックコメントの募集期間は令和8年2月26日～令和8年3月27日の1か月間となります。明日までが募集期間となりますが、現時点で3件の意見がございますので、頂いたご意見の概要と金沢市の考え方をご説明いたします。

まず、都ホテル跡地について、北陸一番の高さの建物を目指すのではなく、本格的なオペラ劇場とハイグレードホテルを誘致するなど、事業者や県、市が一体となって検討してほしいという旨のご意見がございました。金沢市の考え方といたしましては、駅前から片町までの本市の都心軸区域においては、国による都市再生緊急整備地域の指定を受けています。指定の前提となる区域の整備と開発の方針である地域整備方針は、本市・県等の行政、有識者、経済界、市民等の協議体で検討し、決定したものです。事業者に対しては、地域整備方針に沿った開発を求め、地域整備方針との整合や都市再生への貢献などについて協議を行っていきます。頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきますとさせていただきます。

2つ目のご意見として、景観総合計画の改定案に共感していただけるということでもございました。また、その考え方に関連し、具体例として都ホテル跡地の活用について、景観との調和の観点から、高層ビル計画については慎重な検討が必要であるというご意見を頂いております。また、当該地の暫定的な土地活用についてさまざまな案をご提案いただきまして、金沢の魅力と価値を未来へつなぐためにも、市民の声を反映した景観まちづくりの実現を期待しますというご意見でした。こちらのご意見に対しての市の考え方として、本計画の基本理念や今回の改定の趣旨に共感いただき、ありがとうございます。引き続き、計画に即した景観施策の運用に努めていきます。都ホテル跡地における建設計画については、事業者に対して、地域整備方針に沿った開発を求め、地域整備方針との整合や都市再生への貢献などについて協議を行っていきます。また、当該地の暫定的な土地利用につきましては、頂いたご意見を今後の参考とさせていただきますという考え方を述べております。

3つ目は、東山の川沿いに住んでいる方からで、山側は景観保存地域で、町家に対して

は補助金が出るようだが 70 年代のただの古い家には何のメリットもない、向かい側に最近新しくマンションが建ったおかげで景観が悪くなった、一体誰のための景観なのかと疑問に思うというご意見でございました。また、梅ノ橋の大規模補修工事の騒音についてお叱りのお言葉がございました。こちらについての市の考え方といたしましては、本市の景観は、市民によってつくられ、市民のためのものであることは本市の景観形成における基本的な考え方であり、本計画にも記載いたします。東山界限については、地区住民のお力によって先駆的な街並みの保全が図られてきた地域であり、伝統的建造物群保存地区やこまちなみ保存区域をはじめ、歴史的な街並みとしての価値を有し、そのために景観における規制が強い区域となっています。また、金澤町家は魅力ある金沢の大切な景観構成要素の 1 つであり、その保全のための施策を行っています。梅ノ橋などの橋梁の改修工事につきましては、近隣の皆さまにご迷惑をおかけいたしますが、安心安全の確保と良好な景観を確保する維持管理のための工事であり、ご理解いただきますようお願いいたしますとさせていただきます。説明は以上となります。

—————部会長から補足説明—————

(会長)

ありがとうございました。部会長から補足をお願いします。計画部会長、お願いします。

(A 委員)

事務局の説明どおりです。割と長い時間をかけて委員会の中で、各委員も積極的な意見交換をして、いろいろ出来上がってきたということでございます。まず、文章の量として、この改定版の案は、現行のものに対してページ数を半分近く削減しております。それと各ページを見ていただきますと、そのページの文章の表示のインデックスと写真と図表を見てもらえば大体そのページに何が書いてあるかということは、例えば、中高生でもぱっと瞬間的に分かりやすいようなページ作りを事務局にお願いしております。

一昨日ありました最終の委員会でも、文章の体裁や写真位置、あるいは写真のインデックス等で幾つか意見が出ましたが、それは事務局に検討いただくということにしております。本会も皆さまにいろいろご意見いただいて、ようやく改定版の最終版に近い形ができてきたということでございます。委員会としてはおおむね了承ということで、事務局に進めていただきます。

パブリックコメントに関しましても、都ホテル跡地への関心が高いということでご意見を頂いております。都市再生緊急整備地域には既に指定されておまして、駅前から片町までの都心軸が対象になっております。駅前を除くまちなか区域に関しては、現行の条例や計画を最優先する、それを逸脱しないということは決まっております。駅前についてどうなるかということは、まだ不透明な部分があります。ただ、この総合計画と金沢市の景

観計画は、都市整備の地域のこれからの在り方とは少し独立して、まず金沢の景観はこうするということをしかりと次の将来に向けて宣言するものでありまして、特にこの総合計画に都市再生の事柄について無理に盛り込む必要はないと。ただ、実際にその事案があったときには、しかりと金沢市として、あるいは県も交えて、あるいは市民も交えてということでございます。これに関しましては、95 ページをご覧くださいなのですが、一番上の項目に、良好な景観形成を図るための景観エリアマネジメントということが書いてあります。景観エリアマネジメントは、改定版から指針を作らせていただいたものでございます。委員からも、エリアマネジメントを単に書くだけではなく、実際に都市整備等で事案があったときには、具体的にこのエリアマネジメントをしかりと実行して、地域にとって、あるいは景観にとってプラスになるということを今後図っていく必要があるというご意見を頂いております。私の方からは以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、ご質問やご意見はございませんでしょうか。ないようですので、金沢市景観総合計画改定案につきまして、了承するということによろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

よろしくお願いたします。これで本日予定した議題はすべて終了いたしました。せっかくの機会ですので、何かご発言のある方はいらっしゃいませんか。特にないようございますので、本日の審議終わらせていただきます。では事務局にお返しいたします。

・閉会